

議案第 36 号

橋本市大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市大型共同作業場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第188号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(損害賠償の義務) 第13条 略 (運営委員会) 第14条 市長は、作業場の円滑な運営を図るため、橋本市大型共同作業場運営委員会を置く。 (委任) 第15条 略</p>	<p>(損害賠償の義務) 第13条 略  (委任) 第14条 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 橋本市大型共同作業場設置及び管理条例施行規則(平成18年橋本市規則第145号)の規定により置かれた橋本市大型共同作業場運営委員会は、この条例による改正後の橋本市大型共同作業場設置及び管理条例第14条の規定により置かれた橋本市大型共同作業場運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。